

感染症又は忌引による授業欠席者の取り扱いに関する申合せ

平成23年5月25日 研究科委員会
令和7年12月17日 研究科委員会

(趣旨)

第1条 この申合せは、次の各号に定める事由により学生が授業を欠席する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(1) 学校保健安全法（以下「法」という。）施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）

第18条に定める感染症の罹患（以下「感染症罹患」という。）

(2) 別表に掲げる親族の死亡による忌引（以下「忌引」という。）

(授業欠席の取扱等)

第2条 前条の事由より、授業に出席できない者は、授業開始時までに事務局教務課に連絡のうえ、すみやかに研究科長あて授業欠席承認願（別紙様式）を提出しなければならない。

2 前項の承認願には、感染症罹患の場合には医師の診断書等（罹患した感染症名及び受診日などが記載された医療機関が発行したもの）、忌引の場合には会葬礼状等を添付するものとする。

3 第1項の承認願が提出された場合において、その内容が適切であると認めた場合は、感染症罹患の場合は法施行規則第19条に定める出席停止期間、忌引の場合は別表に掲げる日数以内の期間における授業欠席時間数を出席したものとして扱うこととする。

ただし、各授業科目の出席要件により欠席が認められる最大の時間数を限度とする。

4 前項の規定により欠席した分の授業について、科目責任者又は授業担当者は当該学生に対し、当該授業科目の到達目標に達するよう支援に努めるものとする。

5 研究科長が必要と認めるときは、第3項の状況について、教育研究部会に報告することができる。

(感染症罹患等による出席停止の指示)

第3条 学長は、法第19条の基準に基づき、感染症に罹患した、又は罹患している疑いがある学生に、出席停止をさせようとするときは、学校医・その他の医師に意見を求めたうえで、その理由及び期間を明らかにして、当該学生にこれを指示しなければならない。

(第1・2種感染症罹患のおそれがある学生への準用)

第4条 法施行規則第18条に掲げる第1種又は第2種の感染症（以下「第1・2種感染症」という。）

に罹患した者の家に居住する学生、第1・2種感染症の罹患者と濃厚な接触があった学生、第1・2種感染症が発生した地域から通学する学生、及び第1・2種感染症の流行地を旅行した学生など、第1・2種感染症に罹患するおそれがある場合に、発生状況その他の事情により必要と認めるときは、前条の規定を準用する。

2 出席停止の期間は、学校医の意見を踏まえ適当と認める期間とする。

(感染症罹患等による出席停止の解除)

第5条 前2条の規定による出席停止の解除を求めるに当たって、当該学生は医師の診断書等出席停止期間の基準に該当しないことを証する書類を事務局教務課に提出しなければならない。

2 第1項の書類が提出された場合において、学長は学校医に意見を踏まえ、出席停止期間の基準に該当しないことを確認した後に、出席停止を解除するものとする。

付 則

(施行期日)

この申合せによる取扱いは、平成23年5月25日から施行する。

付 則

この申合せによる取扱いは、令和7年12月17日から施行する。

(別表)

忌引日数表

死亡した者		日数	備考
配偶者		10日	※授業欠席の場合： 各授業科目の出席要件により 欠席が認められる最大の時間 数までを限度に出席したもの として扱う。
血族	一親等の直系尊属（父母）	7日	
	同 卑属（子）	5日	
	二親等の直系尊属（祖父母）	3日	
	同 卑属（孫）	1日	
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	
姻族	一親等の直系尊属	7日	
	同 卑属	1日	
	二親等の直系尊属	1日	
	二親等の傍系者	1日	
	三親等の傍系尊属	1日	

注1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

注2 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合に、実際に要した往復日数を加算することができる。

(別紙様式)

授業欠席承認願

年 月 日

保健医療科学研究科長 殿

所 属 年

学籍番号

氏 名

私は、次のとおり欠席します(した)ので、所定の授業欠席時間数を出席したものとして扱っていただくことを承認くださるようお願いいたします。

月 日	曜 日	時 限	授 業 科 目 (科目順に記載)	欠席時間数 (コマ数)	出席要件上の 欠席許容時間 数(コマ数)	備 考
					(事務局記入)	

※ 欠席理由・期間

(感染症罹患の場合は医師の診断書等(罹患した感染症名及び受診日などが記載された医療機関が発行したもの)、忌引の場合は会葬礼状等を添付のこと)

(1) 感染症罹患・濃厚接触・疑似感染等

・出席停止期間: 年 月 日() ~ 年 月 日() 日間

・病 名:

(2) 親族の忌引

・欠 席 期 間: 年 月 日() ~ 年 月 日() 日間

・続 柄 :

注) 出席したものとして扱う授業欠席時間数は、各授業科目の出席要件により欠席が認められる最大の時間数を限度とする。